

別表第1 交付申請書の添付書類（第3条関係）

番号	添付書類	留意事項
1	誓約書	
2	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書）	・ 交付申請書の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・ 県税事務所（自動車税等）で発行されるもの及び市町役場で（個人県民税）で発行されるものが必要 ・ 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（任意様式）
3	本人確認書類（履歴事項全部証明書、運転免許証、役員名簿等）	
4	充電設備本体の購入に係る見積書（内訳書含む。）	
5	充電設備の設置工事に係る見積書（内訳書含む。）	
6	充電設備の設置予定場所等の写真	充電スペース及び充電設備本体、案内板（公道から撮影したもの）の設置予定場所
7	① 設置場所見取図 ② 平面図 ③ 配線ルート図 ④ 電気系統図	
8	単線結線図	
9	① 価格（定価）を証する書類（メーカーのカタログ等） ② 性能や機能等を証する書類（メーカーの仕様等）	
10	① 電力会社に提出し、受領されたことが確認できる申込書 ② 電力会社が発行した請求書	特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置する申請をする場合に限る。 ※特別措置 充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする措置
11	土地の利用に関する許諾書等	充電設備の設置する土地が借地の場合に限る。
12	① 申請者がリース事業を生業とすることを証する書類 ② リース使用者の本人確認書類 ③ 土地の利用に関する許諾を証する書類	リース契約に基づく申請の場合に限る。 本人確認書類で確認できる場合は、それに代えることができる。
13	利益等排除申告、資本関係を証する書類等	自社又は資本関係にある会社から調達する場合に限る。
14	① 空白地域への設置を証する書類（任意様式） ② 「入替設置」として申請する場合に必要な書	空白地域への充電設備設置事業の場合に限る。 （申請内容に応じて求めるもの）

	類（既設充電設備が設置後、5年以上が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等））	
15	① 新設の道の駅の場合は、国土交通省に登録申請することを証する書類 ② 「入替設置」として申請する場合に必要な書類（既設充電設備が設置後、5年以上が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等））	道の駅への充電設備設置事業の場合に限る。 （申請内容に応じて求めるもの）
16	充電設備の場所や利用時間等をインターネット上で確認可能であることを証する書類	当該WEBサイトの写し（今後掲載予定の場合は、掲載予定場所を示すこと。）
17	充電設備が24時間利用可能であることを証する書類	※24時間利用可能ではない場合は、その理由を申告する書類
18	その他知事が必要と認める書類	

別表第2 実績報告書の添付書類（第11条関係）

番号	添付書類	留意事項
1	交付決定通知書の写し	
2	充電設備本体の発注書	
3	充電設備本体の請求書（内訳書を含む。）	内訳が不明な場合は補助対象経費とみなさない。
4	充電設備本体の支払を証する領収書	領収書の金額が不足し、内訳が不明な場合は、県が充電設備購入費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定する。
5	充電設備本体の保証書	
6	工事費の請求書（内訳書を含む。）	部材や労務費などが記載された「内訳書」を提出する必要がある。
7	工事費の支払を証する領収書	領収書の金額が不足し、内訳が不明な場合は、県が充電設備設置工事費として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定する。
8	充電設備等の完成写真	充電スペース及び充電設備本体、案内板（公道から撮影したもの）の設置場所
9	① 完成設置場所見取図 ② 完成平面図 ③ 完成配線ルート図 ④ 完成電気系統図	
10	完成単線結線図	
11	① 電力会社が発行した領収書 ② 支払したことを証する振込証明書	特別措置にて電力契約を結び充電設備を設置した報告の場合に限る。 ※特別措置 充電設備を設置する際に、申請者が「同一敷地内複数契約を可能とする措置
12	① 貸与料金の算定根拠明細書 ② 充電設備及びその設置工事のリース契約書	リース契約に基づく申請の場合に限る。
13	利益等排除申立等	自社又は資本関係にある会社から調達した場合に限る。
14	充電設備の場所や利用時間等をインターネット上で確認可能であることを証する書類	当該WEBサイトの写し ※交付申請時に提出済の場合は、省略可
15	その他知事が必要と認める書類	